

鳥取縣公報

規 則

◇鳥取縣規則第八十一号

種畜法施行細則を次のように定める

昭和二十三年十一月十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

種畜法施行細則

第一條 種畜法施行規則（以下單に規則という）第二條の規定による定期検査は、毎年四回とし四月、七月、十月、一月に、これを行う。

第二條 規則第四條の規定による申請書は、毎年三月、六月、九月、十二月の末日までに、提出しなければならない。但し臨時検査を行う場合は、この限りでない。

第三條 種畜法（以下單に法という）第三條第二項の等級は、次の三階級に区分する。

昭和二十三年十一月十二日
第千九百六十号

令 附 日

本署ノ大キサハ國定規格A列5

一級、血統が明確且つ良好で、当該家畜の品種の特徴を備え、体型、資質及び能力（蕃殖及び産仔成績を含む）が良好なもの。

二級、血統が明確且つ良好で、当該家畜の品種の特徴を備え、体型、資質及び能力（蕃殖及び産仔成績を除く）が良好なもの。

三級、二級に該当するものうち、蕃殖又は産仔成績が不良なもの、若しくは二級に該当しないもの。

第四條 前條の一級及び二級の種畜について、牛は左角に、馬は左前蹄に様式第一号の烙印を押す。

第五條 規則第十一條第一号の雄の飼養者は、その名前種類及び年齢を、知事に届け出でなければならない。

この場合飼養者は、第六條に準じて種付成績を知事に報告しなければならない。

鳥取縣公報 昭和二十三年十一月十二日 第千九百六十号

第六條 種畜の飼養者は、その種畜の前年の種付成績につき、様式第二号による報告書を、毎年一月三十一日までに、知事に提出しなければならない。

第七條 規則第十七條の種付の種付台帳は、様式第三号によるものとする。

第八條 種付に供用中の一級及び二級の種畜飼養者は、様式第四号による木札を、その畜舎の前に掲げなければならない。

第九條 種畜でない雌は、これを雄と混同放牧してはならない。但し生後十ヶ月未満の雄牛、及び明け二才未満の雄馬はこの限りでない。

第十條 畜産農業協同組合連合会長は様式第五号による種畜台帳を備え、種畜の飼養者の申請により、その都度加除更正しなければならない。

第十一條 この規則による申請、報告及び届出は、すべてその所屬する畜産農業協同組合連合会長の副申を添付し地方事務所を経由して、知事に提出しなければならない。

第十二條 第五條、第六條、第七條、第八條及び第九條に違反したものは二千元以下の過料を科する。

附則

第十三條 この規則は、公布の日から、これを施行する。

第十四條 昭和九年八月縣令第三十四号種牡牛検査法施行規則施行手続は、これを廢止する。

様式第一号

烙印鳥 長さ五分 幅四分

様式第二号

種付成績報告書(年分)

種畜飼養者住所氏名

種畜の種類	本年種付		前年種付		計	摘要
	頭数	産仔	頭数	産仔		
家畜種						
種畜の種名						
種畜の階級						
飼養者住所氏名						
種畜の登録番号						
種畜の生年月日						
種付供用開始年月日						
種畜の階級						

備考

- 一、この報告書は、毎年一月一日から十二月三十一日に至る間に種付したのものについて作成すること。
- 二、摘要欄には前年種付による流産、双子、不妊等の成績を記載すること。
- 三、本年種付に該当がない場合でも、前年種付をした種畜については、その成績を報告すること。
- 四、種畜の種類欄には、品種を記載すること。

様式第三号

種畜の名前	種畜の種類	種畜の階級	種畜の生年月日	種畜の性別	種畜の毛色	種畜の特徴	種畜の産地	種畜の飼養者住所氏名	種畜の飼養者住所	種畜の飼養者住所	種畜の飼養者住所
種畜の登録番号	種畜の登録番号	種畜の登録番号	種畜の登録番号								

様式第四号

飼養者住所氏名	種畜の登録番号	種畜の生年月日	種畜の性別	種畜の毛色	種畜の特徴	種畜の産地	種畜の飼養者住所氏名	種畜の飼養者住所	種畜の飼養者住所	種畜の飼養者住所
種畜の階級	種畜の階級	種畜の階級	種畜の階級	種畜の階級	種畜の階級	種畜の階級	種畜の階級	種畜の階級	種畜の階級	種畜の階級

様式第五号

種畜の種類	種畜の階級	種畜の生年月日	種畜の性別	種畜の毛色	種畜の特徴	種畜の産地	種畜の飼養者住所氏名	種畜の飼養者住所	種畜の飼養者住所	種畜の飼養者住所
種畜の登録番号	種畜の登録番号	種畜の登録番号	種畜の登録番号							

しくは員数を変更したとき。
 五、工場の全部又は一部を滅失したとき。
 六、登録を受けた工場において、製材業以外の事業を新たに兼営し又は廃止したとき。

第十條 規則第十一條第二号及び第三号の届書には、登録票を添付しなければならない。
 第十一條 規則第十五條の提出を命ぜられた者は、これによらなければならない。

第十二條 規則の規定により知事に提出する書類は、所轄地方事務所を経由しなければならない。

第十三條 登録票及び規則第四條第四項の掲示並びに規則第五條及び同第六條の申請書様式は、附表による。

第十四條 この細則は、公布の日からこれを施行する。
 第十五條 この細則施行前登録をしたものについては、これによつて登録したものとみなす。

附則

附表

(一) 登録票

氏名又は名称		木村業登録票	
住所	郡市	町大字	番地
登録番号	鳥取縣受林第	号	
登録の時	昭和	年	月 日
営業所の位置	郡市	町大字	番地
	鳥取	縣	
製材業登録票			
氏名又は名称			
住所	郡市	町大字	番地
登録番号	鳥取縣受林第	号	
登録の時	昭和	年	月 日

工場の位置

市 町大字 番地
 郡 村大字 番地
 鳥取縣

(一) 規則第四條第四項の掲示

掲示板は木製にして縦一尺横五寸程度のものを用ひ、登録票の記載事項を記入すること。

(二) 規則第五條の申請書

年 月 日

住所 氏名

知事宛

木村業登録申請書

木村業者及び製材業者登録規則第五條により木村業の登録を受けたいから関係書類添付申請いたします

添付書類

一、住所及び氏名

(法人にあつては住所及び名称並びに代表者の住所及び氏名)

二、営業所の位置及び名称

市 町大字 番地何々
 郡 村大字 番地

位置 種類 面積 收容能力 備考
 市 町大字 番地
 郡 村大字 番地
 坪 石

四、業務の態様

(素材生産業又は販売業の別)

五、木材の業態別、用途別及び材種別の年間取扱予定数量

用途別	業態別		備考
	生産業	販売業	
一般用材	石	石	
坑木			
枕木			
電柱			

バルブ用材					
合板用材					
何々					
何々					
計					

六、申請時における木材在荷量

所在場所	素	材	製	材	備	考
土場		石		石		
倉庫						
計						

七、業務開始の予定年月日
昭和 年 月 日
(又は登録を受けた日より)

八、所屬団体名

九、経験年数 年

十、団体にあつてはその定款一部

十一、代理人が申請する場合は、委任状一部

(四) 規則第六條の申請書

年 月 日

知事宛 住所氏名印

製材業登録申請書

木材業者及び製材業者登録規則第六條により製材業の登録を受けたいから關係書類添付申請いたします。

添付書類

一、住所及び氏名
(法人あつては住所及び名称並びに代表者の住所及び氏名)

二、工場の位置及び名称
市 町 大字 番地 何々工場
郡 村

(他の工場があるときは、その位置及び名称を、移動製材の場合は、その移動する範圍を括弧を附して併記すること。)

三、当該工場において製材業以外の事業を兼営する場合はその事業の概要

四、申請時における木材在荷量

所在場所	素	材	製	材	備	考
工場		石		石		
倉庫						
計						

五、業務開始の予定年月日
昭和 年 月 日
(又は登録を受けた日より)

六、所屬団体名

七、経験年数 年

八、業務の態様
(一般製材、單板、合板、床板、腕木、樽丸、一貫作業に分類する。一貫作業は更にこれを下駄、農機具、家具、包装木箱、木工品、木製玩具等に分類し記載すること。)

九、団体にあつてはその定款一部

十、代理人が申請する場合には、委任状一部

十一、借入工場にあつては、その賃貸借契約書の寫

一部

事業計画書

材種別の年間製材予定数量

材種	板類	量	備	考
	挽割類			
計				
單板				
合板				
床板				
腕木				
樽丸				
仕組板				
枕木				
合計				

計	女	男	職別		計	備	
			事務員	製材職工			雑役夫
			専兼	専兼	専兼	専兼	考
			人	人	人	人	
			人	人	人	人	
			人	人	人	人	
			人	人	人	人	
			人	人	人	人	
			人	人	人	人	
			人	人	人	人	
			人	人	人	人	

二、原料材の入手区分別の年間使用予定数量
 自己山林 石
 立木買入 石
 素材買入 石
 受託材その他 石
 合計 石

三、従業員の職種別員数

四、起業費の收支概算
 五、事業の收支概算
 六、附帯事業の概要
 設備要領書

一、建物の種類及び面積並びに構造の概要

種類	棟数	面積	坪	構造	備考
二、製材機械の種類大さ所要馬力及び員数					
機械の種類	区分	大さ	所要馬力	員数	備考
三、原動力の種類馬力及び員数					
種類	区分	馬力	員数	備考	備考
電力					
水力					
石油					
重油					
薪ガス					
木炭ガス					

種類	棟数又は坪	面積	収容能力	構造	備考
計					

四、原料材及び製品の貯蔵設備の種類及び構造の概要並びに収容能力

五、乾燥その他の附帯設備の概要
 添付図面
 敷地内の建物及び設備の配置図
 (具体的に名称馬力坪数方位等記入のこと)
 敷地附近の概況図
 (敷地及びその近傍の概況を記入のこと)

告示

鳥取縣告示第五百六十一号
 失業保険法施行令第一條第一項第三号の規定により失業保険法の適用を除外する者を次のように定め、昭和二十

二年十一月一日からこれを適用する。
 昭和二十三年十一月十二日
 鳥取縣知事 西、尾 愛 治

左に掲げる町村に雇用される者であつて昭和二十二年法律第六十七号(労働基準法等の施行に伴う政府職員にかゝる給与の應急措置に関する法律)の適用を受ける者及び同法第十四條に規定する給与額と同額以上の退職給与額を支給される者

岩美郡
 倉田村、米里村、面影村、田後村、網代村
 氣高郡
 大正村、豊実村、湖山村
 八頭郡
 國英村、八上村、西郷村、散岐村、池田村
 東伯郡
 泊村、舎人村、北谷村、高城村、由良町、安田村、南谷村
 西伯郡

00240

彦名村、手間村、大幡村
日野郡

二部村、多里村、福榮村、神奈川村、米澤村

鳥取縣告示第五百六十二号

薪炭需給調整規則第二十五條第四項の規定によつて薪炭卸売登録票を交付した者の住所及び氏名を次のように公表する。

昭和二十三年十一月十二日

鳥取縣知事 西尾愛治

住 所 氏 名

- 鳥取市二階町 二丁目二十五番地 鳥取縣燃料卸商業協同組合
- 同東品治町一九番地ノ五 鳥取縣購買農業協同組合連合会
- 米子市角盤町 貳丁目六番地 鳥取縣薪炭卸売株式会社
- 同市同町四丁目三五番地 星光商事株式会社米子事務所

鳥取縣告示第五百六十三号

昭和二十三年九月十日鳥取縣告示第四百三十号を以て指

定した健康保険法に基く保険医（齒科医師である保険医を含む）及び保険薬剤師を船員保険法に基く保険医（齒科医師である保険医を含む）及び保険薬剤師として昭和二十三年八月一日指定した。

昭和二十三年十一月十二日

鳥取縣知事 西尾愛治

鳥取縣告示第五百六十四号

健康保険法、船員保険法に基く保険医（齒科医師である保険医を含む）及び保険薬剤師を昭和二十三年八月一日次のように指定した。

昭和二十三年十一月十二日

鳥取縣知事 西尾愛治

- | 診療科名 | 保険医氏名 | 診療所所在地 |
|-------|--------|----------|
| 小 | 石谷九左衛門 | 鳥取市鍛冶町一〇 |
| 産婦 | 野中徳太郎 | 同吉方七七一ノ一 |
| 眼 | 小田短之助 | 同西町九〇ノ一 |
| 耳鼻、咽喉 | 吉田 璋也 | 同瓦町一五五 |
| 内、小 | 淺井 義彦 | 同本町四丁目一五 |

00241

全 太田垣豊穂 同吉成六八七

内 岸田 正紀 同立川町二丁目

内 皮井田 潔 米子市東町五二

耳鼻、咽喉 林 昇 同茶町六五

内 諸橋 康久 同東町五九

全 山田 政敏 岩美郡宇倍野村

内、外、小、産婦 大久保久胤 同成器村中河原七七

内 滝 護 同東村

内、外、小 鈴木鉄二郎 同蒲生村

内、外 石原 巖 同米里村大字東大路

内、小 島 義雄 同岩井町岩井

内、外 長岡 毅 八頭郡隼村大字福井一三四

外、内、耳鼻 桑田 岩雄 同智頭町五五四

内、小、産婦 菊川 定子 同用瀬町四二七

内 原田謙太郎 東伯郡倉吉町東町四三五

外、内 北岡 信親 同明治町一〇三一

内、外、小 松本権三郎 同赤碓町一三九四

内、眼 山下 象一 同矢送村大字郡家

内、小 佐々木祐治 同下中山村大字赤坂

内、産婦 中原 衛貞 同社村大字國府三三七

内、外、小 吉田 道孝 同泊村

外 米増 保 同倉吉町東岩倉町

内 栗山 正俊 同八橋町一四九五

内、外 橋田 孝人 同以西村竹内三五九

小、内 藤澤かめの 同南谷村松河原

内 角 照 同成実村大字出一七〇

同 菅 満兒 西伯郡高麗村字妻木

内、小 南家合四郎 同渡村大字渡一一六五

産婦 大坪 藏六 同富益村六九六

内、小、産婦 三津野郷右衛門 同所子村末長五四七

全 潮 馨覚 同幡郷村若屋谷

内 梅原 恭三 同賀野村大字市山一四三二

内、小 杉原 十郎 同尙徳村大字青木

内 渡辺 豊 同夜見村二五三五

内、眼 安田 茂明 同大徳津村

齒科 岡田俊太郎 鳥取市川端二丁目

00242

同 井上 福市 米子市上福原四六
 同 大島 隼人 八頭郡船岡村二七八ノ五
 同 御船 正輝 氣高郡青谷町三三四
 同 野島 清 東伯郡赤碓町
 同 辻本 正夫 西伯郡成実村
 同 入澤茂三治 日野郡日野上村矢戸四五四
 同 渡部警兵衛 米子市四日市町八七
 同 宮本 元衛 同角盤町二丁目二五
 同 河本弥壽雄 東伯郡倉吉町鍛冶町一丁目二八〇四
 同 河本重太郎 同東仲町二六一八
 同 藤井 歳陽 同瀬崎町二七六四
 同 藤井 武雄 西伯郡淀江町

◇鳥取縣告示第五百六十五号
 農林水産業調査員を次のように任免した。
 昭和二十三年十一月十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治
 新任者 解任者 職務執行の区域 任免年月日

田村晴雄 西村秀治 八頭郡散岐村 昭和二十三年十月十二日
 倉持 豊 倉枝宗次 同 同
 下田勝美 下田茂雄 同 同
 西尾則雄 西尾晋次 同 同

◇鳥取縣告示第五百六十六号
 健康保険法、船員保険法に基く保険医（歯科医師である保険医を含む）を次のように指定した。
 昭和二十三年十一月十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

診療科名	診療所	所在地	指定年月日
皮膚科	西尾醫院	鳥取市瓦町	昭和二十三年十月二十日
泌尿科	西尾醫院	二一九番地	同
内科	福島醫院	東伯郡佐良町	同
産婦人科	原田醫院	同倉吉町東町	同
齒科	山根齒科醫院	氣高郡寶木村	同
		寶木八三四ノ一	同

◇鳥取縣告示第五百六十七号

00243

昭和二十三年度冬期理髮師及び美容師試験を次のように施行する。
 昭和二十三年十一月十二日

種別	日時	場所
理髮師 學說試験	昭和二十三年十一月十日 自午前九時 至午後三時	鳥取市湯所町百三十一番地 鳥取縣立盲聾啞學校
美容師 學說試験	同 十一月十一日 自午前九時 至午後三時	同 右
理髮師 実地試験	同 十一月十一日 自午前九時 至午後三時	同 右

理容師法施行細則第二條に基き志願者は昭和二十三年十一月三十日までに管轄保健所經由願書を知事に提出し、試験当日は午前八時三十分までに受験用具携帯出頭すること。

◇鳥取縣告示第五百六十八号
 次に掲げる告示による統制額の指定及び認可はこれを廃止する。
 昭和二十三年十一月十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一、昭和二十二年十一月鳥取縣告示第五百四十二号（甘諸飴の加工賃の統制額）
- 二、昭和二十二年十二月鳥取縣告示第五百四十六号（甘諸飴の販売價格の統制額）
- 三、昭和二十二年十二月鳥取縣告示第五百五十五号（甘諸飴の販売價格の統制額）

◇鳥取縣告示第五百六十九号
 八頭地方事務所管内において縣稅檢査章並に縣稅滯納者財產差押証票を次のように交付した。
 昭和二十三年十一月十二日

区分	番号	交付年月日	所屬庁名	職名	氏名
縣稅檢査章	九四	昭和二十三年十一月九日	八頭地方事務所	鳥取縣事務吏	大昌喜代造
同	九五	同	同	同	山根平八郎
縣稅滯納者財產差押証票	九四	同	同	同	大昌喜代造
同	九五	同	同	同	山根平八郎

鳥取縣告示第五百七十号

学校教育法第八十三條により昭和二十三年十月三十日左の通り各種学校を設置した。

昭和二十三年十一月十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

名 稱 所 在 地

鳥取縣立 鳥取建築工公共職業補導所 鳥取市吉方二六五ノ一

同鳥取機械工公共職業補導所 同

同米子建築木工公共職業補導所 米子市博勞町四丁目三〇

同米子和洋裁公共職業補導所 同難町三丁目五八

同八頭木工公共職業補導所 八頭郡賀茂村郡家

同倉吉建築木工公共職業補導所 東伯郡倉吉町 駄経寺一二〇ノ二

鳥取縣告示第五百七十一号

昭和二十三年鳥取縣告示第百九十五号は、これを廢止する。

昭和二十三年十一月十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

縣會告示

鳥取縣會告示第十一号

昭和二十二年六月鳥取縣會告示第五号鳥取縣會會議規則の一部を次のように改め公布の日からこれを施行する。

昭和二十三年十一月十二日

鳥取縣會議長 中 田 吉 雄

一、第四條第一項及第二項中「五日以内」を「十日以内」に「三日以内」を「五日以内」に各改める。

教育委員會告示

鳥取縣教育委員會告示第六号

左の件を附議するため十一月二十五日定例教育委員會を鳥取市に招集する。

昭和二十三年十一月十二日

鳥取縣教育委員會委員長

一、教員人專の件

一、鳥取縣教育委員會事務局人事の件

一、昭和二十三年度追加予算の件

一、鳥取縣立鳥取工業学校々舎復旧請願の件

一、其他

昭和二十三年十一月十二日印刷
昭和二十三年十一月十二日發行

鳥取縣公報

昭和四年一月十五日

發行所 鳥取縣鳥取市東町取縣印刷所